

国民健康保険料口座振替取扱要綱

昭和49年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、保険料納付義務者（以下「納付者」という。）による口座振替納付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(振替保険料)

第2条 口座振替により納付できる保険料は、原則として現年度分とする。ただし、分納が許可されている場合は、この限りではない。

(口座振替取扱店舗)

第3条 口座振替の取り扱いを行う機関（以下「口座振替取扱店舗」という。）は、西宮市（以下「市」という。）の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関の本・支店（以下「指定金融機関等」という。）とする。

(利用者)

第4条 口座振替を利用できる者（以下「利用者」という。）は、納付者のうち口座振替取扱店舗に預貯金口座を設定している者で、口座振替の利用を希望し、次条により承諾されたものとする。

2 前項の「預貯金口座」は、納付者又は納付者が口座名義人の承諾を得ているものとする。

(申込み及び承諾)

第5条 口座振替の申込み及び承諾は、次の各号に定める方法により行うものとする。

(1) 「国民健康保険料口座振替依頼書」（様式第1号）または「西宮市市税等口座振替申込（自動払込受付通知書）」（様式第1-2号）（以下「振替依頼書」という。）に必要事項を記入し、預貯金口座届印を押印のうえ、当該口座振替取扱店舗又は市に提出する。

(2) 「西宮市市税等口座振替（自動払込）契約受付票」（様式第1-3号）（以下「受付票」という。）に必要事項を記入のうえ、市に設置する専用の端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力する。

2 市は「振替依頼書」の提出を受けたときは、書類審査後、速やかに口座振替取扱店舗に送付する。

3 第1項第1号に掲げる方法により、納付者から振替依頼書の提出を受けた口座振替取扱店舗は、指定の預貯金口座を確認後、承諾するものについては前項の「振替依頼書」（西宮市控分）に承諾印を押印のうえ、すみやかに市に回付しなければならない。

4 第1項第2号に掲げる方法により、納付者から口座振替の申込みを受けた場合の取扱は別に定める「マルチペイメントネットワークを利用した口座振替受付事務取扱要領」によるものとする。

5 市は口座振替の申込みを受けたときは、「振替依頼書」または「受付票」に基づき、当該納付者から送付不要である旨の申出がある場合を除き、被保険者番号別に口座振替取扱店舗・口座開始年月・口座番号等必要事項を整理し、当該納付者へ口座振替開始の通知書を送付する。

(振替日)

第6条 振替日は、納期の最終日とする。ただし、納期の最終日が指定金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日とする。

(口座振替依頼データ及び収納済通知書の送付)

第7条 市は、口座振替依頼データ（以下「振替依頼データ」という。）及び「収納済通知書」（様式第2号）を納期のつど利用者ごとに作成し、口座振替取扱店舗別に整理し、「振替依頼データ」はLGWAN回線経由によるデータ転送により、「収納済通知書」は「納付書送付集計表」（様式第3号）を添付し、振替日の7営業日前までに指定金融機関等あてに送付する。

(振替収納)

第 8 条 口座振替取扱店舗は、振替日に利用者の指定した預貯金口座から「振替依頼データ」及び「収納済通知書」に記載された金額の振替収納を行う。

(振替収納の通知)

第 9 条 口座振替取扱店舗は、口座振替分について「収納済通知書集計表」(様式第 4 号)または当該振替処理による振替納付額、振替不能額等の結果を口座振替結果データにより市に通知する。

(振替不能分の取扱)

第 10 条 口座振替取扱店舗が振替日に収納できないものについては、次により処理する。

- (1) 口座振替取扱店舗は、「振替依頼データ」の場合には、残高不足等により振替処理できないものについて、別途「口座振替不能明細書」を作成する。口座振替用納付書による場合には「納付書副票」に理由を付して「収納済通知書集計表」と併せて市に返送する。
- (2) 市は、不能理由が残高不足でなおかつ未納の場合は、納付書を直接利用者へ送付する。ただし、納付者より申し出があった場合は、再振替を行うことができる。それ以外の不能理由については、口座振替不能通知書と納付書を送付する。
- (3) 第 1 期に年額及び年度途中の一括振替を申し出ているもののうち、一括振替日に収納できないものについては申し出にかかわらず、当該年度分にかぎり各期ごとに振り替えるものとする。

(特別徴収者の振替不能の取扱い)

第 11 条 特別徴収対象者が口座振替を選択し振替不能となった場合は、次により処理をする。

- (1) 振替不能により、保険料の滞納が生じ、かつ滞納された保険料が納付されない場合は次年度の口座振替を停止することができる。
- (2) 特別徴収となった後滞納された保険料が完納された場合は、改めて口座振替申出書を提出することにより口座振替を選択することができる。

(解約)

第 12 条 口座振替取扱店舗は利用者から解約の申出があったときは、すみやかに市に通知(様式随意)する。また、利用者から市に直接口座振替取消しの申出があったときは、口座振替廃止の処理を行う。

(実施時期)

第 13 条 この要綱による口座振替取扱いは、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。